

人事評価制度 内規

期中の雇用区分の変更に伴う評価方法について

株式会社エムエムインターナショナル

当社の人事評価制度には、期中における正社員から契約社員への雇用形態変更や、契約社員から正社員への変更に伴う人事評価や賞与の支給ルールが明確に定められていませんでした。そこで、以下のルールを新たに設けます。

期中に雇用区分が変更された場合、変更前の評価は公式の評価方法に基づいて行います。一方、新しい区分の評価は、グレードに応じて一律にB評価とします。この理由は、契約社員から正社員への昇格が、元々の期待に基づいて行われるためです。ただし、特別な理由があれば、この方針から逸脱し、被評価者に不利益が生じないように配慮します。また、賞与額は変更前後の期間を考慮して加重平均して求めます。

(例示)

以下の例示は、2024年3月16日に契約社員から正社員（G3）へ雇用形態が変更された従業員に関するものです。

評価期間：

2023年10月1日から2024年3月15日までの5.5カ月は契約社員として、2024年3月16日から3月31日までの0.5カ月は正社員（G3）として評価します。

賞与額：

契約社員としての評価Aの賞与額200,000円で、評価期間の5.5/6を乗じます。正社員（G3）としての評価Bの賞与額250,000円で、評価期間の0.5/6を乗じます。

附則

- ・本内規の所管部は管理部とする。
- ・本内規は、令和6年6月16日から新設する。